



経営インサイト

管理部門担当者様にとって注目のテーマに気付きをお届けする

2023年11月 管理部門注目のイベント

- 1日……………計量記念日 経済産業省
- 1～7日……………教育・文化週間 文部科学省
- 4～17日……………福祉人材確保重点実施期間 厚生労働省
- 9～15日……………秋季全国火災予防運動 消防庁
- 11日……………介護の日 厚生労働省

2024年1月から全面実施！ 電子帳簿保存法 改正対応

電子帳簿保存法の改正が施行され、2024年1月から全面実施となります。更に2023年10月にはインボイス制度も動き始め、企業は大きな変革を迫られることになりました。

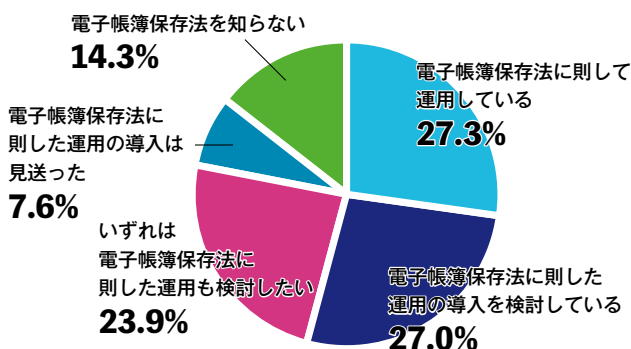
特に、電子帳簿保存法への対応については、バックオフィスの負担増などが懸念されており社内体制の構築が進んでいない企業も少なくないといえます。(図表1-1、1-2)

今回は株式会社アイユーアソシエイツ 竹田清香税理士に、新制度への対応が遅れている企業に向けて、対応のメリットやワークフロー構築のポイントを伺いました。まだ電子帳簿保存法の対策が進んでいない企業の皆様は必読です。



株式会社アイユーアソシエイツ
代表取締役
税理士
竹田 清香 氏

[図表1-1] 電子取引の保存についての運用状況 2023年6月調査 n=1009



[図表1-2] 電子取引の保存について電子帳簿保存法に則して運用していない理由 2023年6月調査 ※複数回答

社内ルールの見直しやその社内浸透に時間を要している	28.0%
どのように対応するか社内の意思決定に時間を要している	26.3%
他の業務が忙しく手を付けられていない	22.5%
対応するシステムの選定に時間を要している	19.3%
有期措置が終了する2023年12月末までまだ余裕があるため対応していない	18.8%

出典:「電子取引データの保存に関する調査」(株式会社ラクス)
<https://www.rakus.co.jp/news/2023/0817.html>

**業務効率化に寄与する！
電子帳簿保存法改正対策**

1 3分で理解できる
電子帳簿保存法改正

◆電子帳簿保存法は電子データで作られた国税関係の書類の電子化ルールのこと

電子帳簿保存法とは、国税に関係する書類の電子化を認めた法律です。各種帳簿や請求書、領収書などの電子データによる保存を認め、事務処理に関する負担の軽減を

図る目的で制定されました。2022年に同法は改正され、電子データを保存する際のルールが緩和されました。スキャナで取り込んだデータは保存後に破棄できるようになりますし、電子保存について、事前承認も不要になります。一方で、電子取引に関するデータについては保存方法が電子化に一本化されることになり、そのデータはタイムスタンプを付す、または訂正、削除を行うことができない(もしくはその操作が記録される)システムの利用、事務処理規定を定める、などのいずれかの対応が必要になります。電子帳簿保存法は全事業者が対象です。

【図表2】最新の改正内容、主な変更点(令和5年度税制改正大綱)

◎「スキャナ保存制度」の要件緩和

- 1 解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件を廃止
 - 2 記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止
 - 3 相互関連性を確認できるようにしておく書類を、契約書・領収書等の重要書類に限定
- スキャナ保存に関わる条件が緩和されたことで、よりシンプルに対応できるようになりました。

◎「電子取引」の保存要件の見直し

- 1 検索要件の全てが不要となる対象者が変更(次の要件のいずれかを満たす者)
 - 1 判定期間における売上高が5,000万円以下である保存義務者
 - 2 電子的記録の出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者
 - 2 電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件を廃止
 - 3 電磁的記録の保存義務化における「宥恕(ゆうじょ)措置」が制度化
- 経過措置として整備されていた「宥恕措置」が、恒久的なものとして制度化されたといえます。

2024年1月からは違反すると罰則が科されてしまいます。電子取引を行っている企業は必ず電子帳簿保存法に対応しなければなりません。

◆改正前よりも電子データの保存ルールは緩和されている

電子帳簿保存法改正対応は面倒だと感じますが、実は改正前よりも電子データの保存ルールは緩和されています。

●検索要件の緩和

電子保存するデータは検索しやすいう

にルールが定められています。このルールは改正によって緩和され「取引日」「取引金額」「取引先」の3つのみに変更されました。

●スキャナ保存したら原本は破棄できる

紙で届いた請求書や領収書などを電子データとして保存する場合、従来は原本の保存と定期的な検査が必要でしたが、改正によって紙での保存が不要になりました。

●タイムスタンプ要件の緩和

改正前はタイムスタンプの付与期間は3営業日以内でしたが、改正後は2カ月＋7営業日以内に緩和されました。更にログを確認できるシステムを活用すれば、タイムスタンプを押す必要もなくなります。

更に、令和5年度の税制改正大綱でも、いくつか要件緩和や見直しがされ、企業にとってはより取り組みやすくなるよう改正されていますので、チェックしてみてください。(図表2)

電子帳簿保存法改正に対応しなかった場合にうける不利益とは

改正電子帳簿保存法対応を怠り、電子保存のルールを破ってしまった場合、企業はさまざまな不利益を被ります。1つは青色申告の承認が取り消されることです。青色申告の承認が取り消されると、最大65万円の特別控除が受けられなくなりますし、赤字の繰越ができなくなります。また、帳簿に不備などがあると税務署が「推計課税」を行い、実際よりも高く所得

が見積もられ、結果として所得税や法人税が高額になるおそれもあります。

2 面倒なだけじゃない！電子帳簿保存法改正に対応するメリット

◆DX化を一気に進められる

電子帳簿保存法への対応は、ルールが緩和されているとはいえ面倒だと感じる方も少なくありません。しかし、電子帳簿保存法対応は企業にとっては経理、バックオフィス部門のDX化の追い風となります。バックオフィス部門のDX化は、中小企業にとつて大きな課題です。従業員の反発もありますし、イニシャルコストもかかります。利益を生み出さない部署のDX化は後回しにしがちで、いまだにファックスと郵送、手書きの帳簿や請求書が活躍している企業も少なくありません。

しかし、法改正となれば現場の理解は得やすいです。経営者としても「どうせなんらかのシステムの導入が必要になるなら、業務効率化に資するものを導入しよう」とDX化、業務効率化に前向きになれます。

◆業務の大幅な効率化が見込める

電子帳簿保存法に対応したDXツールを導入することで、業務の大幅な効率化が期待できます。たとえば、取引先から紙で請求書を受け取り、先方の指定した口座に支払うという業務の場合、従来であれば、経理や総務の担当者が請求書の内容を帳簿に

記録したうえで、振込手続きを行います。しかし、AIOCRを活用すれば紙で受け取った請求書をスキャナで読み取り、自動で支払データの生成まで行うことが可能です。クラウド会計システムを導入すれば、銀行の入出金やクレジットカードの明細を自動で取り込み、更に仕訳まで自動で行ってくれます。

◆残業代を削減できる&売上の押し上げ効果も

バックオフィス部門のDX化により業務が効率化すると業務量は確実に軽減します。人件費の抑制は企業の利益率の向上に繋がることは明白です。

またDX化をバックオフィスだけでなく他の部署に波及させていき、企業全体のDX化を進めることは売上高にも好影響を与えます。総務省が発行している「令和3年版情報通信白書」によると、DX化がアメリカ並になるだけで製造業では5・7%、非製造業では4・2%の売上高押し上げ効果が見込まれるとしています。

3 電子帳簿保存法改正対策を進める4ステップ

以上のように電子帳簿保存法改正についての対応を進めることで、企業が得られるメリットは大きいと言えます。では、実際にはどのように対応していくべきなのか、経費精算を例にして順番に見

ていきましよう。

◆経費精算の導入ステップ

1 対象となるメンバーの把握

経費精算における電子帳簿保存法改正対策の第一歩は、経費精算を行う必要があるメンバーの把握です。立替払いを行うメンバーがどの部署に何人いるのかを把握しましょう。対象となる人数によって、導入するシステムが異なります。

2 承認フローの把握

ほとんどの企業で、経費を精算する際は上長の承認が必要かと思えます。普段はどのようなルールで経費精算を申請して、誰が承認しているのかを把握しましょう。金額によって承認者を分けているのであれば、金額ごとの承認者もリストアップしておきます。

3 経費精算の対象となる費目の確認

経費精算が発生する費目も確認しておきましょう。代表的な科目は旅費交通費や会議費、消耗品費などです。

4 システムの選定

経費精算の対象人数や件数が多い場合には、電子帳簿保存法改正に対応した経費精算システムの導入を検討しましょう。スキャナで取り込んだデータを、自動的に電子帳簿保存法改正に対応した形式で保存してくれるシステムであれば現場の事務負担は大幅に軽減します。システム選定のポイントは会計ソフトとの連携内容です。取り込んだデータを自動で読み込み、会計ソフト

トに反映させることができれば経理業務の自動化が一気に進みます。

◆請求書関係業務の導入ステップ

請求書に関する電子帳簿保存法改正の対応は基本的には経費精算と変わりません。請求書にて支払いを行う必要がある取引先を把握したうえで、承認フローも確認します。請求書については、紙で請求書が届くものと電子データが届くものがあるかと思えます。紙が届くものについては、従来どおり紙での保存でも問題ありません。電子データが届くものについては、電子帳簿保存法改正に沿った方法で保存する必要があります。

4 ワークフローに落とし込む

電子帳簿保存法改正対策の方針が決まったら実際のワークフローに落とし込んでいきます。

まずは経理担当者やシステム運用などの担当者がタッグを組んで、自社の業務内容に沿った方法でシステムを運用できるようにワークフローを構築します。この際に重要なのは現場の声を聞きながら、現実的に無理がないフローにすることです。

すべてをデジタル化したからといって、必ずしも業務の効率化が進むわけではありません。現場のスタッフが自由に入力できる項目が多い状態でシステムを導入する

と、各々がバラバラに費目などを入力して、かえって経理担当者の業務が増えることもあります。現場のＩＴリテラシーなどを考慮したうえで、入力できる項目を制限したり入力力の項目を減らすといった工夫が必要ですよ。

5 電子帳簿保存法改正の カギはシステム選定

◆クラウド会計システムがおすす

電子帳簿保存法改正対応を成功させるカギはシステムの選定が握っています。経費精算や請求書の管理などそれぞれ個別のシステムを導入してもよいのですが、ベストなのはクラウド会計システムとそれに連携できる経費精算などのシステムを導入することです。すべてのシステムと会計ソフトを連携できれば、手動で行う作業が減少します。

◆ゼロからの導入なら 税理士へのコンサル依頼も検討を

クラウド会計システムやデジタルの経費精算システムを一切導入していない場合、何をどう選んでよいのか、またどのように紙から電子に移行してよいのか見当がつかないケースが少なくありません。そういった企業は、DX化支援に注力している専門家にコンサルを依頼してみるとよいでしょう。DX化を得意としている専門家であれば、経費精算システムや銀行口座と会計ソフト

フトの連携や自動取り込みのルールの作成、ワークフローの構築までをワンストップで対応できます。

◆システム導入の費用負担は 補助金を活用

電子帳簿保存法改正対応にあたり、新たにシステムを導入する場合はIT導入補助金などの活用を検討しましょう。今は国がDX化を推進していることもあり、補助金の採択率は80%と比較的高くなっています。また申請の手続きも、他の補助金より少なくハードルは高くありません。

6 おさらい！ 電子帳簿保存法改正対策

以上のように、電子帳簿保存法改正対策は面倒なことばかりではなく、DX化や業務効率化を進めるチャンスでもあります。新たなシステムを導入する際もそれほどコストはかかりませんので、専門家に問い合わせてみましょう。

導入の準備が完了して、ワークフローが決まったら従業員への周知徹底も忘れずに。担当者を集めて勉強会を開催しましょう。勉強会ではできるだけわかりやすい事例を用いながら説明します。新幹線の利用が多い企業であれば新幹線の経費精算を例に出すなど、従業員が身近に感じられるようなカリキュラムにしましょう。

再確認

インボイス制度がスタート！ 実施体制とワークフローを再度確認しましょう

いよいよ、インボイス制度がスタートしました。おそらく、ほとんどの企業では対応が完了していると思いますが、今一度、注意点やワークフローについて確認しましょう。

① 立場別の運用上の注意点

◆ 仕入れ側

仕入れ側としてインボイス制度に対応するためには、まず取引先が課税事業者かどうかを確認する必要があります。取引先が免税事業者の場合、仕入れ税額控除の対象外となり、自社の税負担が増えることとなります。ただし、これには2029年9月30日まで経過措置があります。自社にどの程度の影響があるのかを把握するためにもすべての取引先について、法人番号や事業主名などで適格請求書発行事業者の登録番号を調べ、課税事業者かどうかを確認しておきましょう。

確認できなかった取引先については、アンケートを送付している企業も多いと思います。

ただし、課税事業者にならないからといって取引を打ち切ることや値引きを求めることは下請法や独占禁止法に抵触するおそれがあります。アンケートを送付する際は、取引打ち切りや値引きの強要に捉えられるような文言は記載しないようにしましょう。

◆ 売上側

売上側として、インボイス制度に対応する場合、請求書については適格請求書形式を整えておきましょう。課税事業者として登録されていない場合、得意先の利益を削ってしまうこととなります。

請求書ではなく契約書を取り交わして、毎月一定金額を振り込んでもらうような取引形態の場合は、覚書の締結や支払通知書の発行などが必要です。契約書の記載内容に不備が無いように適格請求書発行事業者の登録番号の記載や税率、税区分ごとの消費税額の記載を行うようにしましょう。

② インボイス制度のワークフロー

インボイス制度がスタートしたら、新たな仕入れ先との取引があるたびに、または経費精算を行うたびに、適格請求書発行事業者の登録番号の確認が必要です。請求書や領収書に記載してある登録番号を検索して、存在しているのかを確認する必要があります。

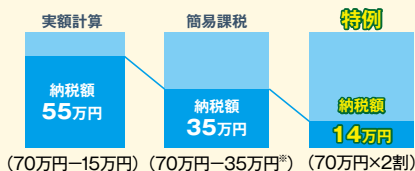
ただ、インボイス対応のシステムであれば、システムが自動で適格請求書発行事業者の登録番号の確認を行ってくれますのでこの点においてはそれほど大きな業務負担にはなりません。また、定期的な取引や、同じ仕入れ先との取引が多いような企業でも、大きな業務負担になることはないでしょう。

課税事業者になったばかりの取引先にすすめたい

激変緩和措置
(2割特例)

インボイス制度の激変緩和措置のひとつに、「小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置」または「2割特例」と呼ばれるものがあります。小規模事業者が免税事業者から課税事業者になった場合に、税負担や事務負担を軽減するための措置です。2026年までの期間限定で消費税の納税額を売上税額の2割に軽減することができます。対象は2年前の課税売上が1000万円以下の事業者に限られますが、事前の手続きや申告は不要で、経費などを計算する必要もなく、売上を把握さえしておけばOKです。貴社取引先の小規模事業者で課税事業者になったばかりの方に、この特例についておすすめてはいかがでしょうか？

事例:売上700万円(税額70万円) ※サービス業
経費150万円(税額15万円)



*70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

出典:「インボイス制度、支援措置があるって本当!?(財務省)
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/

株式会社アイユーアソシエイツ 代表取締役
税理士

竹田 清香 氏

1982年三重県生まれ。2005年大手都市銀行系証券会社にてプライベートウェルスマネジメント業務に従事。中堅中小企業オーナー及び資産家に対してコンサルティング業務を行う。
2014年不動産系投資顧問会社の経営企画部にて株式上場支援業務に従事。レガシーシステムからのシステム移行及び内部管理統括業務を行う。
2018年税理士法人アイユーコンサルティングへ参画。法人顧問業務及び相続税申告業務に従事。
2021年9月に新規事業として経理DX業務改善・経理アウトソーシング事業部を立ち上げ責任者となる。
2022年10月同事業部分社化、株式会社アイユーアソシエイツを設立する。

本誌に掲載の記事は
2023年8月22日時点での情報を
基に作成しております。

発行：株式会社 星和ビジネスリンク

本社:〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビル4階
TEL:(03) 5439-2370 (大代表) FAX:(03) 5439-2371

●お届けいたしましたのは



NISSAY

(生 23 - 4155, 法人開拓戦略室)

※本誌からの無断転載、コピーを禁止します。(非売品)